

吸収分割に係る事前開示書面

(吸収分割会社：会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に基づく事前開示書面)

(吸収分割承継会社：会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 192 条に基づく事前開示書面)

2024 年 2 月 9 日

さくらインターネット株式会社
株式会社 Tellus

2024年2月9日

吸収分割に係る事前開示書面

(吸収分割会社：会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条に基づく事前開示事項)
(吸収分割承継会社：会社法第794条第1項及び会社法施行規則第192条に基づく事前開示事項)

大阪市北区梅田一丁目12番12号
さくらインターネット株式会社
代表取締役社長 田中 邦裕

東京都新宿区西新宿七丁目20番1号
株式会社 Tellus
代表取締役 山崎 秀人

さくらインターネット株式会社（以下「さくらインターネット」といいます。）及び株式会社 Tellus（以下「Tellus」といいます。）は、さくらインターネットを吸収分割会社、Tellus を吸収分割承継会社とし、2024年4月1日を効力発生日として、さくらインターネットが運営する衛星データプラットフォーム事業に関する権利義務を Tellus に承継させる吸収分割契約を2024年1月31日付で締結いたしました（以下「本件吸収分割」といいます。）。

なお、本件吸収分割は、さくらインターネットにおいては会社法第784条第2項に定める簡易吸収分割に該当し、Tellus においては会社法第796条第1項に定める略式吸収分割に該当します。

本件吸収分割に関する会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条並びに会社法第794条第1項及び会社法施行規則第192条に基づく開示事項は、下記のとおりです。

記

1. 吸収分割契約の内容

別紙1に記載のとおりです。

2. 分割対価の相当性に関する事項

本件吸収分割に際して、さくらインターネットから Tellus に対し、株式その他の金銭等の交付は行いません。本件吸収分割は、さくらインターネットの100%子会社との間で行うグループ内組織再編であることから、これを相当であると判断しております。

3. 会社分割と同時に行う剰余金の配当等に関する事項

該当事項はありません。

4. 新株予約権の定め相当性に関する事項

該当事項はありません。

5. 吸収分割承継会社に関する事項

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙2に記載のとおりです。

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

6. 吸収分割会社に関する事項

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

吸収分割会社は、有価証券報告書及び四半期報告書を近畿財務局に提出しております。最終事業年度に係る計算書類等については、「金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）」又は吸収分割会社の下記 Web サイトよりご覧いただけます。

<https://www.sakura.ad.jp/corporate/ir/library/>

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

7. 吸収分割が効力を生ずる日以降における債務の履行の見込みに関する事項

(1) 吸収分割会社

本件吸収分割後において、さくらインターネットの資産の額は、負債の額を上回ることが見込まれます。また、本件吸収分割後の同社の収益状況について、同社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されていません。

以上より、本件吸収分割後においても、債務の履行の見込みがあると判断いたします。

(2) 吸収承継分割会社

Tellus の最終事業年度に係る計算書類等の内容は別紙 2 に記載のとおりであるところ、本件吸収分割後において、同社の資産の額は、負債の額を上回ることが見込まれます。また、本件吸収分割後の同社の収益状況について、債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されていません。

以上より、本件吸収分割後においても、債務の履行の見込みがあると判断いたします。

以上

別紙1 吸収分割契約書

(次頁以降に添付のとおりです。)

SAKURA : IUH8B1N2L6

吸収分割契約書

さくらインターネット株式会社(以下「甲」という)と、株式会社T e l l u s (以下「乙」という)は、第1条に定める事業に関して甲が有する権利義務を乙に承継させる吸収分割(以下「本件会社分割」という)について、以下のとおり吸収分割契約(以下「本契約」という)を締結する。

第1条 (吸収分割)

甲は、本契約の定めに従い、本件効力発生日(第5条において定義する)をもって、会社法が規定する吸収分割の方法により、甲の衛星データプラットフォーム事業(以下「本件対象事業」という)に関して有する第3条第1項所定の権利義務を乙に承継させ、乙はこれを承継する。

第2条 (分割当事会社の商号及び住所)

本件会社分割における分割会社及び承継会社の商号及び住所は、以下のとおりである。

(1) 吸収分割会社(甲)

商号: さくらインターネット株式会社

住所: 大阪市北区梅田一丁目12番12号

(2) 吸収分割承継会社(乙)

商号: 株式会社T e l l u s

住所: 東京都新宿区西新宿七丁目20番1号

第3条 (承継する権利義務)

- 甲は、本件会社分割に際して、別紙「承継権利義務明細表」のとおりに本件対象事業に係る資産、契約関係その他の権利義務を、本件効力発生日において乙に移転し、乙はこれを承継する。
- 甲から乙に対する債務の承継は、免責的債務引受の方法による。
- 第1項の定めにかかわらず、甲は乙に対し、本件対象事業に従事する従業員の雇用契約を移転しない。

第4条 (分割対価の交付)

乙は、本件会社分割に際して、甲に対し、前条に基づき承継する権利義務の対価の交付を行わない。

第5条 (効力発生日)

本件会社分割がその効力を生ずる日(以下「本件効力発生日」という)は、2024年

4月1日とする。但し、本件会社分割の手續上の必要性その他の事由により必要な場合、甲及び乙は協議のうえ、本件効力発生日を変更することができる。

第6条（分割承認決議等）

甲及び乙は、効力発生日の前日までに、それぞれ、債権者異議手續その他関連法令により必要となる手續を行うものとする。なお、甲及び乙は、甲については会社法第784条第2項の定めに従い、乙については同法第796条第1項の定めに従い、いずれにおいても株主総会の承認を得ることなく本件会社分割を行うものとする。

第7条（競業避止義務）

甲は、乙が承継する本件対象事業について、競業避止義務を負わないものとする。

第8条（善管注意義務）

本契約締結後、本件効力発生日まで、甲は善良なる管理者の注意をもって本件対象事業に係る業務の執行及び財産の管理をし、本件会社分割に重大な影響を及ぼす事項を行おうとするときは、あらかじめ両者協議するものとする。

第9条（本契約の変更等）

本契約締結の日から本件効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により、本件対象事業又は本件対象事業に関する資産、債務、雇用契約その他の権利義務に重大な変動が生じたときは、甲及び乙は協議のうえ、本契約に定める本件会社分割の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第10条（本契約に定めのない事項）

本契約に定める事項の他、本件会社分割に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙が協議のうえ定める。

（以下、余白）

SAKURA : IUH8B1N2L6

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。
ただし、電磁的措置により本契約を締結する場合は、本書の電磁的記録を作成し、甲及び乙は当該電磁的記録に記名押印に相当する電磁的措置を施したうえで、各自原本として保管する。

2024年1月31日

甲：住 所：大阪市北区梅田一丁目12番12号
会社名：さくらインターネット株式会社
代表者：執行役員 兼 コーポレート本部 本部長
塚田 麻美子

乙：住 所：東京都新宿区西新宿七丁目20番1号
会社名：株式会社T e l l u s
代表者：代表取締役 山崎 秀人

別紙 承継権利義務明細表

本件会社分割により乙が甲から承継する資産、契約関係その他の権利義務は以下の通りとする。なお、乙が甲から承継する権利義務のうち資産の評価については、2023年12月31日現在の甲の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日前日までの増減を加除した上で確定する。

1 資産

以下に定める本件対象事業に関連する資産等。但し、本件対象事業に関連するインフラ部分に係る資産及び売掛金は除く。

(1) ソフトウェア

本件対象事業に関連するソフトウェア

(2) 工具器具備品

本件対象事業に関連する工具器具備品

(3) 知的財産権

① 本件対象事業に関連する商標権のうち、以下のもの。

- ・商標登録第6170619号 (図形)
- ・商標登録第6278048号 Tellus
- ・商標登録第6337531号 宙畑\SORABATAKE

② 本件対象事業に関連するコンテンツの著作権

2 債務

3に記載された契約に基づくものを除き、承継しない。

3 契約

(1) 契約 (雇用契約を除く)

- ・本件対象事業に関連するユーザーとの利用契約
- ・データプロバイダとの衛星データ利用許諾契約 (データプロバイダの同意が得られないものを除く。)
- ・データプロバイダとの衛星データ販売代理店契約 (データプロバイダの同意が得られないものを除く。)
- ・本件対象事業におけるサービスの提供及び維持管理等に必要な各種サービス利用契約及び業務委託契約

(2) 雇用契約

甲が締結している雇用契約に係る甲の契約上の地位及びこれに基づく一切の権利義務は承継しない。

以上

別紙2 吸収分割承継会社の最終事業年度に係る計算書類等

(次頁以降に添付のとおりです。)

(別紙2)

第 2 期

決 算 報 告 書

令 和 4 年 4 月 1 日 から

令 和 5 年 3 月 3 1 日 まで

株 式 会 社 T e l l u s

(法人番号:3011101097104)

貸借対照表

商号 株式会社Tellus

代表者 山崎 秀人

令和 5年 3月31日現在

(単位：円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	(8,615,039)	流 動 負 債	(455,000)
現 金 及 び 預 金	8,615,026	未 払 法 人 税 等	385,000
未 収 還 付 法 人 税 等	13	未 払 法 人 税	70,000
固 定 資 産	(0)	固 定 負 債	(0)
有 形 固 定 資 産	(0)		
無 形 固 定 資 産	(0)		
		負 債 の 部 合 計	455,000
		(純 資 産 の 部)	
		株 主 資 本	(8,160,039)
投 資 そ の 他 の 資 産	(0)	1. 資 本	10,000,000
		2. 資 本 剰 余 金	(0)
		3. 利 益 剰 余 金	(1,839,961)
		(1) そ の 他 利 益 剰 余 金	(-1,839,961)
		繰 越 利 益 剰 余 金	1,839,961
繰 延 資 産	(0)	評 価 ・ 換 算 差 額 等	(0)
		新 株 予 約 権	(0)
		純 資 産 の 部 合 計	8,160,039
資 産 の 部 合 計	8,615,039	負 債 ・ 純 資 産 の 部 合 計	8,615,039

損益計算書

令和 4年 4月 1日から
令和 5年 3月31日まで

商号 株式会社Tellus

(単位：円)

科 目	金 額	
売上高	0	0
売上原価	0	0
売上総利益	0	0
販売費及び一般管理費	1,053,840	1,053,840
営業外収益	91	91
営業外費用	0	0
経常損失		1,053,749
特別利益	0	0
特別損失	0	0
税引前当期純損失		1,053,749
法人税、住民税及び事業税	70,000	70,000
当期純損失		1,123,749

販売費及び一般管理費の計算内訳

令和 4年 4月 1日から
令和 5年 3月31日まで

(単位：円)

科 目		金 額
広 告 宣 伝 費	80,000	
支 払 手 数 料	3,000	
通 信 費	945	
租 税 公 課	159,895	
手 料	810,000	
合 計	1,053,840	

株主資本等変動計算書

商号 株式会社Tellus

令和 4年 4月 1日から
令和 5年 3月31日まで

(単位：円)

株主資本			
1. 資本金			
	当期首残高		10,000,000
	当期変動額		0
	当期末残高		<u>10,000,000</u>
2. 利益剰余金			
(1) その他利益剰余金			
繰越利益剰余金			
	当期首残高		-716,212
	当期変動額		
	当期純損失	<u>-1,123,749</u>	<u>-1,123,749</u>
	当期末残高		<u>-1,839,961</u>
その他利益剰余金合計			
	当期首残高		-716,212
	当期変動額		
	当期純損失	<u>-1,123,749</u>	<u>-1,123,749</u>
	当期末残高		<u>-1,839,961</u>
株主資本合計			
	当期首残高		9,283,788
	当期変動額		
	当期純損失	<u>-1,123,749</u>	<u>-1,123,749</u>
	当期末残高		<u>8,160,039</u>
評価・換算差額等			
	当期首残高		0
	当期変動額		0
	当期末残高		<u>0</u>
新株予約権			
	当期首残高		0
	当期変動額		0
	当期末残高		<u>0</u>
純資産の部合計			
	当期首残高		9,283,788
	当期変動額		
	当期純損失	<u>-1,123,749</u>	<u>-1,123,749</u>
	当期末残高		<u>8,160,039</u>

個別注記表

令和 4年 4月 1日から

令和 5年 3月31日まで

・重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式を採用しております。

・株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式総数

1,000株

・一株当たり情報に関する注記

1. 一株当たり純資産額は、8,160.03円であります。

2. 一株当たり当期純損失は、1,123.74円であります。

以 上